

中央会 機関誌

CROSSTALK

Vol. **79** 2021.6



高津川（益田市）

国土交通省の水質調査で何度も日本一に選ばれている、益田市の象徴「高津川」は、日本で唯一ダムのない一級河川としても有名。この日本一の清流の恵みを受ける食材で、高津川流域のブランド品でもある「鮎」は、全国から釣り愛好者が集まるほどの人気を誇る。美しくつややかで、清流の石についた良質のコケを食べているため、自然で上品な風味と香り高い逸品である。



支援サービスメニュー 令和3年度

事業・サービス	内 容	担当課				対 象		備 考	
		総務	連携支援	組織振興	雇用対策	組合	企業		
経営改善のお手伝い									
指導員による 相談・支援	以下の経営課題について当会指導員がアドバイスいたします。								
	・経営戦略・経営ビジョン・経営方針の策定		○	○		○	○		
	・経営革新・経営改善の方策		○	○		○	○		
	・ものづくり支援について		○			○	○		
	・地域資源の活用		○	○		○	○		
	・農商工連携、新連携事業について		○	○		○	○		
	・環境経営、省エネ、エコアクション21について		○			○	○		
	・情報化指導、IT（情報ツール）の導入・活用について		○	○		○	○		
	・労働指導、労働関係法令について				○	○	○		
	・女性活躍について				○	○	○		
	・シニア、障がい者雇用について				○	○	○		
	・働き方改革について				○	○	○		
	・事業承継について			○		○	○		
	・BCP（事業継続）策定について			○		○	○		
	・各種補助・助成金について		○	○		○	○		
	・各種融資・金融について		○	○		○	○		
	・組合制度・運営について			○		○			
	・高度化事業について			○		○	○		
・外国人人材（技能実習生、特定技能、高度人材）の受入について				○	○	○			
・商店街、共同店舗に関する課題について			○		○	○			
・中山間地域小売業の支援について			○		○	○			
・消費税転嫁対策について			○		○				
・県内中小企業の海外展開支援について		○			○	○			
専門家による アドバイス	以下の経営課題について専門家によるアドバイスが受けられます。								
	・法律（弁護士）			○		○	※	有料 ※組合員企業は○	
	・税務（公認会計士・税理士）			○		○	※		
	・労務（社会保険労務士）			○		○	※		
	・事業発展に係る課題（中小企業診断士、ITコーディネーター等）		○	○		○	○	無料（3回まで）	
	・ECOアドバイザー（省エネ診断等）		○			○	○	無料	
	・環境配慮型経営実現のための社内人材育成		○			○	○		
	・ESG、SDGs実践勉強会支援		○			○	○	無料（3回まで）	
	・一般事業主行動計画策定支援（女性活躍推進法及び次世代法）				○	○	○		
・外国人技能実習制度適正化支援				○	○	○			
・諸制度改正等への対応支援			○		○	○			
組合設立・新規創業のお手伝い									
組合設立	中小企業組合設立を支援いたします。			○		※	※	設立をお考えの方対象	
新規創業	企業組合制度、会社制度、LLP、LLC等を通じた創業を支援いたします。		○	○		※	※	創業をお考えの方対象	
経営安定・福利厚生のお手伝い									
危機管理 (リスクマネジメント)	中小企業倒産防止共済	取引先等の倒産により売掛債権が回収不能になった場合に貸し付けが受けられる制度です。	○				○	○	各種プラン・制度共所定の掛金が必要です。 掛金は団体加入のため通常より割安です。 (相談は無料です)
	中央会ビジネスJネット	従業員の業務上災害を政府労災とは別に補償する制度です。	○				○	○	
	オーナーズプラン	経営者の事業承継対策と万が一のリスクマネジメントのために。	○				○	○	
	パートナーズプラン	役員・従業員のための多様な保障のために。	○				○	○	
	火災共済	火災、落雷、風災、水災など様々な事故から財産（建物、動産）を守る制度です。	○				○	○	
	自動車事故費用共済	万が一自動車で事故を起こした場合に経済的負担をサポートするための制度です。	○				○	○	
従業員の福利厚生	退職金共済制度	人材確保・定着のための従業員退職金共済制度です。	○				○	○	掛金は全額損金算入できます。
経営者の福利厚生	経営者年金制度	経営者及び家族従業員のための退職金制度です。	○				○	○	
小企業者・小規模事業者組合のお手伝い									
課題解決	成長戦略推進プログラム等支援事業	組合員である小企業者の経営基盤の強化や生産性の向上を目指した、既存の共同事業の改善や新たな事業開発のための調査、具体化するための事業に支援を行います。			○			○	※構成員の3/4が小企業者の組合等
	取引力強化推進事業	共同事業の活性化や受注促進等取引力の強化促進を図るために行う事業に支援を行います。			○			○	※構成員の1/2が小規模事業者の組合等

事業・サービス	内 容	担当課				対 象		備 考	
		総務	連携支援	組織振興	雇用対策	組合	企業		
人材養成のお手伝い									
セミナー・講習会の開催	女性塾	女性経営者を対象に人材養成します。	○				○	○	女性協議会会員は無料
	青年部講習会	若手経営者、後継者を対象に人材養成します。		○			○	○	青年部連合会会員は無料
	環境セミナー	環境経営、環境法令、EA21等の研修をタイムリーに実施します。		○			○	○	無料
	小企業者組合対象講習会	小規模な組合を対象にタイムリーな内容で実施します。			○		○		
	人材確保情報ツール活用セミナー	人材確保のための企業HPセミナー、テンプレートによる採用サイト及びPR動画活用支援を行います。		○			○	○	
	諸制度改正に伴う講習会	諸制度改正等への対応を図るための講習会を開催します。			○		○		
	組合代表者会議	組合で共通する重要課題について、組合代表者と行政・支援機関が一堂に会して協議します。				○	○		
スキルアップ	組合士受験講座	組合士受験のための講座を開催いたします。			○		○		
事業継承のお手伝い									
業界別事業継承	事業承継計画策定	業界別の事業承継計画策定について助成します。			○		○	○	無料
人材確保のお手伝い									
人材確保・定着支援	セミナーの開催	「外国人技能実習制度適正化」等のセミナーを開催します。				○	○	○	
	地域中小企業・小規模事業者の人材確保支援	人材不足、質的不足を経営課題に挙げている中小企業に対し、外国人材（高度人材）とマッチングし、県内中小企業の人手不足（質的不足）の解消と将来の中核人材育成を支援します。				○	○	○	
	IT企業の人材育成・確保	大学生等でIT技術を学ぶ現役学生が、技術習得を目的としたインターンシップに参加する場合の費用を助成することで、県内IT産業を支える専門性の高い人材の育成・確保を促進します。				○		○	受入企業数 20社 参加学校数 10校 支援学生数 45名
	小規模事業者外国人材受入支援補助金	県内小規模事業者が新型コロナウイルス感染防止の水際対策に対応するため、就労等のために日本に入国した外国人材の、待機期間中のホテル等での宿泊費を補助します。				○	○	○	補助金額：対象の外国人材1人当たり50,000円（上限）
異業種交流・マッチングのお手伝い									
島根県中小企業団体青年部連合会	若手経営者・後継者の異業種の交流を促進します。		○				○	○	会費が必要です。
島根県中小企業団体女性協議会	女性経営者・幹部等の異業種交流を促進します。	○					○	○	
各種情報の提供									
各種情報の提供	機関誌 CROSSTALK	組合運営、企業経営にプラスな情報を年4回冊子にて提供		○			○	○	会員のみ
	FAX情報紙 CROSSTALK	組合運営、企業経営に必要な情報を月3回タイムリーにFAXで提供		○			○	○	
官公需情報	官公需の受発注状況を提供			○			○	○	ホームページ
景況情報	景況情報	島根県内の景況情報を四半期に一回調査し、提供			○		○	○	
	情報連絡員報告	島根県内35名の情報連絡員より毎月情報収集、年間報告として提供			○		○	○	
労働実態情報	労働実態調査報告	県内中小企業の労働関係の実態を年に一度調査し、提供				○	○	○	
<p>こんなときご利用ください！</p> <ul style="list-style-type: none"> ■組合をつくりたいとき 販売促進、研究開発等を目的とした組合の設立や、任意グループの法人化のお手伝いをします。また、異業種融合組合の設立も積極的に行っています。 ■事務管理について解からない点を聞きたいとき 理事会・総会の開催や、組合員の加入脱退など日常の事務運営で不明な点がございましたらお問い合わせ下さい。巡回訪問の時に尋ねいただくことも可能です。 ■労務管理を見直したいとき 採用から退職まで複雑・多様化した労働問題の解決につとめています。 ■中小企業経営について研修や相談を受けたいとき 中小企業経営について研修会・講習会を開催するとともに、相談・指導も行っています。 ■中小企業者の共済制度に加入したいとき 特定退職金、総合保障、経営者年金、経営者、従業員の方々に三大共済制度で、お手伝いいたします。 									

当会の支援サービスメニュー等に関してご不明な点、ご質問などございましたら、お電話またはメールにてお気軽にお問い合わせください。

やさしい

法律コラム

第5回 個人情報保護法を知る①

～個人情報とは何か?～



弁護士・中小企業診断士
遠藤 郁哉

《プロフィール》

【事務所】 松江ちどり法律事務所

【略歴】 京都大法学部卒、京都大法科大学院修了。京都大非常勤講師などを経て、日弁連消費者問題対策委員会副委員長（消費者教育・ネットワーク部会長）、鳥根県弁護士会消費者問題対策委員会委員長。

1 個人情報保護法とは？

現代は高度情報通信社会といわれています。膨大な個人情報が様々に蓄積され、個人情報の有する価値も高まり、社会経済活動における個人情報の利活用が飛躍的に進んでいます。その一方で、情報の漏えいや不正利用、拡散等のリスクも同様に高まり、個人情報の取扱いには慎重な対応が求められています。

個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）は、こうした社会状況を受け、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることで、「個人情報の有用性」に配慮しつつ「個人の権利利益を保護」することを目的として制定されました。

2 個人情報保護法を守るのは誰か？

個人情報保護法の成立当初、5,000人以下の個人情報報しか有しない事業者は、同法の適用対象外とされてきました。しかし、平成27年改正でこの要件が撤廃されたため、現在は個人情報を取り扱う「すべての事業者」に個人情報保護法が適用されます。したがって、事業規模の大小や営利・非営利の区別を問わず、個人情報を取り扱う以上は、小規模事業者、マンション管理組合、自治会等も規律の適用対象となります。

3 個人情報とは？

では、どのような情報が「個人情報」として保護の対象とされるのでしょうか？



まず、個人情報といえるためには、①「生存」する「個人」の情報であることが必要です。したがって、死者や法人に関する情報は、（生存する個人の情報と関連しない限り）個人情報にはあたりません。

次に、①の要件にあたることを前提として、さらに以下のいずれかの要件を満たすものが、個人情報にあたります。

- ②-A：当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）。
- ②-B：個人識別符号が含まれるもの。

②-Aは、例えば、「氏名」「生年月日と氏名の組合せ」「顔写真」等がこれにあたります。「メールアドレス」は、ユーザー名やドメイン名から誰のアドレスか特定できなければ、それ自体は個人情報にあたりませんが、他方で、ユーザー名とドメイン名の組合せで個人が特定できる場合、アドレスが従業員名簿に氏名と併せて記載されている場合等は個人情報にあたります。結局、企業内で管理しているアドレスは、原則として個人情報にあたると思った方がよいでしょう。

また、「他の情報と容易に照合」できる場合、例えば、顧客番号や性別、年代、購買履歴のみを記載したデータベース a （単体では個人情報にあたらぬ）でも、他のデータベース β に氏名等とともに顧客番号が記載されており、これと照合して容易に特定の個人が識別できる場合は、データベース a も個人情報にあたります。

②-Bの「個人識別符号」とは、単なる数字や記号の羅列であっても、その情報だけで特定の個人を識別できる文字、番号、符号等をいいます。生体情報を変換した符号（DNA、指紋・掌紋等）や公的な番号（免許証番号、マイナンバー等）がこれにあたります。

新たな履歴書の 様式例の作成について ～公正な採用選考の取り組み～



特定社会保険労務士
村松 文治

《プロフィール》

【事務所】 社会保険労務士法人 村松事務所
 【事業内容】 経営人事のコンサルティング、社会保険労務士業務、給与計算代行
 【得意分野】 労務管理全般。特に就業規則や各種助成金の申請、雇用管理・労災の相談については専門。
 【連絡先】 松江市学園南1-2-1くにびきメッセ(西棟) 6F
 TEL : 0852-29-0558 FAX : 0852-29-0559

◆ “新たな履歴書の様式例” とは

厚生労働省では、これまで公正な採用選考（※1）を確保する観点から、一般財団法人日本規格協会（以下「日本規格協会」という。）が、JIS規格の解説の様式例において示していた履歴書の様式例の使用を推奨していました。令和2年7月に日本規格協会が、JIS規格の解説の様式例から履歴書の様式例を削除したため、事業主の皆様幅広く参考にしていただくための様式例（厚生労働省履歴書様式例）を作成しました。採用選考時に使用する履歴書の様式については、本様式例を参考にしつつ、公正な採用選考をすることが求められます。また、履歴書の様式例は、参考として示したものであり、各企業が必要に応じ、この様式例以外の履歴書やエントリーシートなどを活用することも可能です。なお、本様式例と異なる記載欄を設ける場合は、公正な採用選考の観点に特にご留意が必要となります。

（※1）厚生労働省では、応募者に広く門戸を開き、本人のもつ適正・能力を基準として公正な採用選考を推進しています。

◆ 《変更点》1. 性別欄は、任意記載欄となります。

性別の把握が必要な場合に、面接等で適切な方法により確認することは可能です。応募者の中には自らの性を履歴書に記載したり、面接時等に述べたい方もいます。そのため、制度上特定の性別の者を就業させることができない場合（坑内業務の一部等）や、男女の応募者数を把握したり（※2）、女性が相当程度少ない会社において女性を積極的に採用する（※3）場合など、性別の確認が必要な場合には、理由を説明し、応募者本人の十分な納得の上で行うようお願いいたします。性別の回答を強要することのないようご配慮をお願いします。

（※2）女性活躍推進法第8条、第9条、第12条、第20条の規定に基づき、一般事業主行動計画の策定のための把握・分析や目標設定、情報公表にあたり、また、えるぼし・プラチナえるぼしの認定申請にあたり、男女別の採用における競争倍率を把握する必要がある場合。

（※3）男女雇用機会均等法第8条の規定に基づき、女性が相当程度少ない会社において、女性を積極的に採用する必要がある場合。性別欄の記載内容や、未記載であることで採否を決めることはしないよう留意してください。

<履歴書様式の主な変更点>

新たな履歴書の様式例（厚生労働省履歴書様式例）

◆ 《変更点》2. 各欄（「通勤時間」「扶養家族数（配偶者を除く）」「配偶者」「配偶者の扶養義務」）の4項目は設けないこととします。

上記4つの欄は、特に応募者のプライバシーの要素が非常に高い情報であることなどを踏まえ、新たな履歴書の様式例では項目欄として設けないこととしました。

なお、下記①～⑤の事項に関連して、「通勤時間」「扶養家族数（配偶者を除く）」「配偶者」「配偶者の扶養義務」に記載された情報を把握していた場合は、公正な採用選考に留意した上で、面接時等に確認するようにしてください。

- ① 超過勤務・休日出勤関係、② 緊急対応関係、③ 配置先関係、④ 転勤関係、⑤ その他

（参考）従来の履歴書様式例（JIS規格の履歴書様式例）

令和元年度補正・令和二年度補正 「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」

現在、令和元年度補正・令和二年度補正「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」（一般型・グローバル展開型）の7次締切に係る公募を実施しております。

7次締切 申請締切日：令和3年8月17日（火）17時

補助上限 [一般型]：1,000万円

[グローバル展開型]：3,000万円

補助率 [通常枠]：中小企業 1/2、小規模企業者・小規模事業者 2/3

[低感染リスク型ビジネス枠]：2/3

補助要件：以下を満たす3～5年の事業計画の策定及び実行

・付加価値額+3%以上/年

・給与支給総額+1.5%以上/年

・事業場内最低賃金≧地域別最低賃金+30円

※ 新型コロナウイルスの感染拡大が継続している状況に鑑み、補助事業実施年度の付加価値額及び賃金の上げを求めず、目標値の達成年限の1年猶予を可能とします。

詳細は「ものづくり補助金総合サイト」をご参照ください。 <https://portal.monodukuri-hojo.jp>

【お問い合わせ先】 ものづくり補助金事務局サポートセンター
受付時間：10:00～17:00/月曜～金曜（土日祝日除く）
TEL：050-8880-4053

中小企業社内研修支援事業

「しまねエコライフ推進会議 事業者部会」では、省エネに関する対策、知識、事例等の学習について、社内での社員向け研修の実施をご希望される事業者の方を対象に、環境配慮型経営に長けた専門家を派遣致します。

対象：「しまねストップ温暖化宣言事業者」で、自社の社員向けに省エネ手法等の取り組み意識の向上を図る研修会を実施したい事業者。

内容：環境配慮型経営の理解を社員に深めるための社内研修を行う事業者に対し、専門家を派遣します。

例：①集合型：省エネ手法、省エネ対策、知識、事例の学習等。

②実践型：現場調査、省エネ手法やエネルギー集計方法の理解、データを見える化による解決策の検討等。

③その他：環境配慮型経営の理解、導入、意識啓発、事例の学習等。

費用：専門家派遣に伴う謝金、旅費は、当会で負担致します。

募集メ切：随時（※但し、5事業所に達するまで募集します。）

その他：◇お申込み後、研修会の実施日時等について調整のご連絡をさせていただきます。

尚、研修会実施の効率化を図るために、地域・時期等勘案しながら行う予定です。

そのため、必ずしもご希望の日時に添えない場合がありますことをご了承下さい。

◇当研修会の進め方については、事業者様の状況を考慮して、専門家と随時調整をしながら進めさせていただきます。

※派遣する専門家は、しまねエコライフ推進会議登録のECOアドバイザー等を予定しています。

【お問合せ先】 しまねエコライフ推進会議 事業者部会事務局
〒690-0886 松江市母衣町55-4 商工会館4F 島根県中小企業団体中央会 連携支援課
TEL：0852-21-4809 FAX：0852-26-5686 E-mail：ecoad@crosstalk.or.jp
HP：https://www.crosstalk.or.jp/stopondanka/

令和3年度諸制度改正に伴う専門家派遣等事業

会員組合を対象に令和3年度諸制度改正に伴う専門家派遣等事業の実施組合を募集しています。本事業は、諸制度改正に関連したテーマに対応した講習会の開催、専門家の派遣を行います。

実施期間：事業開始から令和4年1月中旬まで

※予算がなくなり次第、終了

事業内容：(1) 講習会等の開催事業：複数の組合等を対象として講習会を開催するもの

(2) 専門家の派遣事業：概ね1つの組合等へ専門家を派遣するもの

対象経費：講師謝金、講師旅費、会場等借料、通信運搬費、印刷費

【お問合せ先】 〒690-0886 松江市母衣町55-4 商工会館4F 島根県中小企業団体中央会 組織振興課
TEL：0852-21-4809 FAX：0852-26-5686

組合成長分野支援事業

組合が直面する課題を克服し、組織強化や新事業展開等を目指す前向きな研究事業（研修会、視察、展示会・商談会出展等）への取り組みを支援します。

対象組合：組合が直面する課題を克服し、新たな成長分野等へ踏み出す、特に前向きな研究事業を行う組合（2組合）

対象テーマ：「グリーン（環境・エネルギー等）」、「ライフ（医療・介護・生活支援等）」、「農林漁業（農商工連携・6次産業化・地域資源活用）」、「ソーシャルビジネス」、「IT情報化」など、成長分野等を具体化するための取り組みをテーマとした研究事業（研修会、視察、展示会・商談会出展等）を支援

助成金額：実施金額の3分の2（但し、75,000円が上限）

【お問合せ先】 〒690-0886 松江市母衣町55-4 商工会館4F 島根県中小企業団体中央会 組織振興課
TEL：0852-21-4809 FAX：0852-26-5686

小規模事業者外国人材受入支援補助金

県内小規模事業者が水際対策に対応するため、就労等のために日本に入国した外国人材がホテル等に宿泊した場合の費用を補助することにより、感染症対策及び安定した事業継続を図ることを目的として交付します。

事業実施期間：令和3年3月16日（火）～令和4年3月10日（木）

※補助対象経費の支払期限は令和4年2月28日（月）

※予算がなくなり次第、終了

補助対象事業者：県内小規模事業者

補助対象経費：外国人材を受け入れる補助対象事業者が、日本に入国した外国人材の水際対策の対応のために負担した宿泊費（※食費等は含めない）

※一度補助対象とした外国人材は、再度の補助対象とはならない

※技能実習2号を修了し、一旦帰国後に技能実習3号又は特定技能の在留資格で再入国する場合は補助対象となる

補助金額：外国人材1人当たり5万円

※補助対象経費が5万円未満の場合は実費（千円未満切り捨て）

【お問合せ先】 〒690-0886 松江市母衣町55-4 商工会館4F 島根県中小企業団体中央会 雇用対策課
TEL：0852-20-2567 FAX：0852-26-5686 E-mail：gaikoku-jinzai@crosstalk.or.jp
HP：https://www.crosstalk.or.jp/

WEB会議システム等の出席者のみでの 総会／理事会の開催が可能となりました

従来、事業協同組合等の総会及び理事会のいずれについても、改正前の中小企業等協同組合法施行規則、中小企業団体の組織に関する法律施行規則、商店街振興組合法施行規則及び技術研究組合法施行規則において、議事録に開催「場所」を記載することが求められていたため、物理的な「場所」を定めることなく、インターネット等の会議システム等の手段を用いた方法による出席者でのみ開催する総会等、いわゆるバーチャルオンリー型組合総会／理事会を開催することはできませんでした。

今般、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、事業協同組合等の運営において、3密を回避して感染リスクを低減すべく、バーチャルオンリー型総会・理事会のニーズが拡大している現状を踏まえ、バーチャルオンリー型組合総会・理事会を開催できるよう、中小企業等協同組合法施行規則、中小企業団体の組織に関する法律施行規則、商店街振興組合法施行規則及び技術研究組合法施行規則が改正され、(2021年5月14日に公布・施行)さらに、バーチャルオンリー型組合総会・理事会及びハイブリッド型バーチャル組合総会・理事会の開催を促進するため、省令改正にあわせて、実務指針が策定されました。

※今回、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則の同時改正はありません。したがって、生活衛生同業組合はバーチャルオンリー総会を開催することができませんのでご注意ください。

※バーチャル組合総会／理事会開催に関する実務指針

<https://www.meti.go.jp/press/2021/05/20210514003/20210513003.html>

バーチャル組合総会／ 理事会	ハイブリッド型バーチャル 組合総会／理事会	物理的な場所を定めるとともに、当該場所に在所しない理事や組合員等がインターネット等の手段を用いて、法律上の出席ができる総会・理事会
	バーチャルオンリー型組合 総会／理事会	物理的な場所を定めることなく、理事や組合員等がインターネット等の手段を用いて、法律上の出席ができる総会・理事会

【バーチャルオンリー型組合総会／理事会を開催するには】

多くの組合では、定款に「場所」に関する規定がおかれています。そのため、バーチャルオンリー型組合総会／理事会を開催するためには当該定款を変更する必要があります。

- ・定款変更が必要な箇所
「総会の招集手続き」、「総会の議事録」、「理事会の議長及び議事録」

【バーチャル組合総会／理事会の留意点（一例）】

- ・バーチャル組合総会を適法に開催するためには、物理的に一堂に会する場合と同程度の意思疎通が可能でなければなりません。
- ・インターネット等の手段を用いて出席することが困難な組合員が総会に出席する機会を奪われないようにしなければなりません。
- ・バーチャル出席のために必要なID・パスワード等は、法が定める招集手続きにおいて通知すべき事項であり、会日の10日前までに通知しなければなりません。

くわしくは、当会までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 〒690-0886 松江市母衣町55-4 商工会館4F
島根県中小企業団体中央会
TEL：0852-21-4809 FAX：0852-26-5686
HP：https://www.crosstalk.or.jp/